

小山広域保健衛生組合 災害廃棄物処理計画【概要版】

令和3年3月

1. 背景・目的

小山広域保健衛生組合では、平成23年東日本大震災や平成27年関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等による災害廃棄物の処理に苦慮した経験があった。また、将来は「栃木県地震被害想定調査」においてマグニチュード6.9の直下型地震が発生することが想定されている。そうした自然災害に伴い発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、住民の生活環境保全と地域の早期復旧・復興を推進することを目的に「小山広域保健衛生組合災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という）を策定する。

2. 計画の対象

本計画は、小山市、下野市、野木町及び上三川町における、災害発生時のごみ処理事業（上三川町を除く）及びし尿処理事業を対象とする。また、対象とする災害は、栃木県地震被害想定調査及び構成市町の地域防災計画等に基づく、「小山市直下地震、下野市直下地震、野木町直下地震及び上三川町直下地震（マグニチュード6.9、想定ケース冬18時、風速10m/s）」とする。

3. 基本方針

1 適正・迅速な遂行

発災後は、住民の健康の確保、衛生や環境面での安心安全のため、災害廃棄物の発生量の推計、処理に必要な資材の確保及び処理スケジュールの検討などを適正かつ迅速に遂行する。

2 資源化・減量化の推進

災害廃棄物については、分別と選別の徹底により、可能な限り再資源化や減量化を行い、最終処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。

3 安全性の確保

倒壊した建物等の解体作業や仮置場での搬入・搬出作業及び処理作業において、周辺住民や作業従事者の安全性の確保を徹底する。災害廃棄物処理時においても、有害廃棄物、適正処理困難物等の有害性や危険性に配慮し、適正に処理する。

4 計画的な処理

組合の処理施設を最大限利用して処理を行うことを優先する。処理期間内に処理できない場合は、仮設処理施設による処理や広域処理を活用する。最も甚大な被害を受ける災害であっても3年以内での処理を目標とする。

4. 災害廃棄物の推計

構成市町で本計画の対象とする直下地震が発生した場合、組合全体における災害廃棄物発生量は最大約 227 万 t と想定される。

想定地震名	災害廃棄物総量（万 t）		
	可燃物	不燃物	合計
小山市直下	35.0	112.3	147.3
下野市直下	8.9	35.8	44.7
野木町直下	7.0	28.0	35.0
合 計	50.9	176.1	227.0

災害廃棄物とは... 地震災害及び風水害によって、自宅内にある被災したものを片付ける時に発生（片付けごみ）もしくは損壊家屋の撤去等に伴い発生する廃棄物とする。

災害廃棄物

可燃物/可燃系混合物、不燃物/不燃系混合物、建設木くず、畳・布団、コンクリートがら等、金属くず、廃家電、小型家電/その他家電、腐敗性廃棄物、適正処理困難物 等

その他対象とする廃棄物

し尿

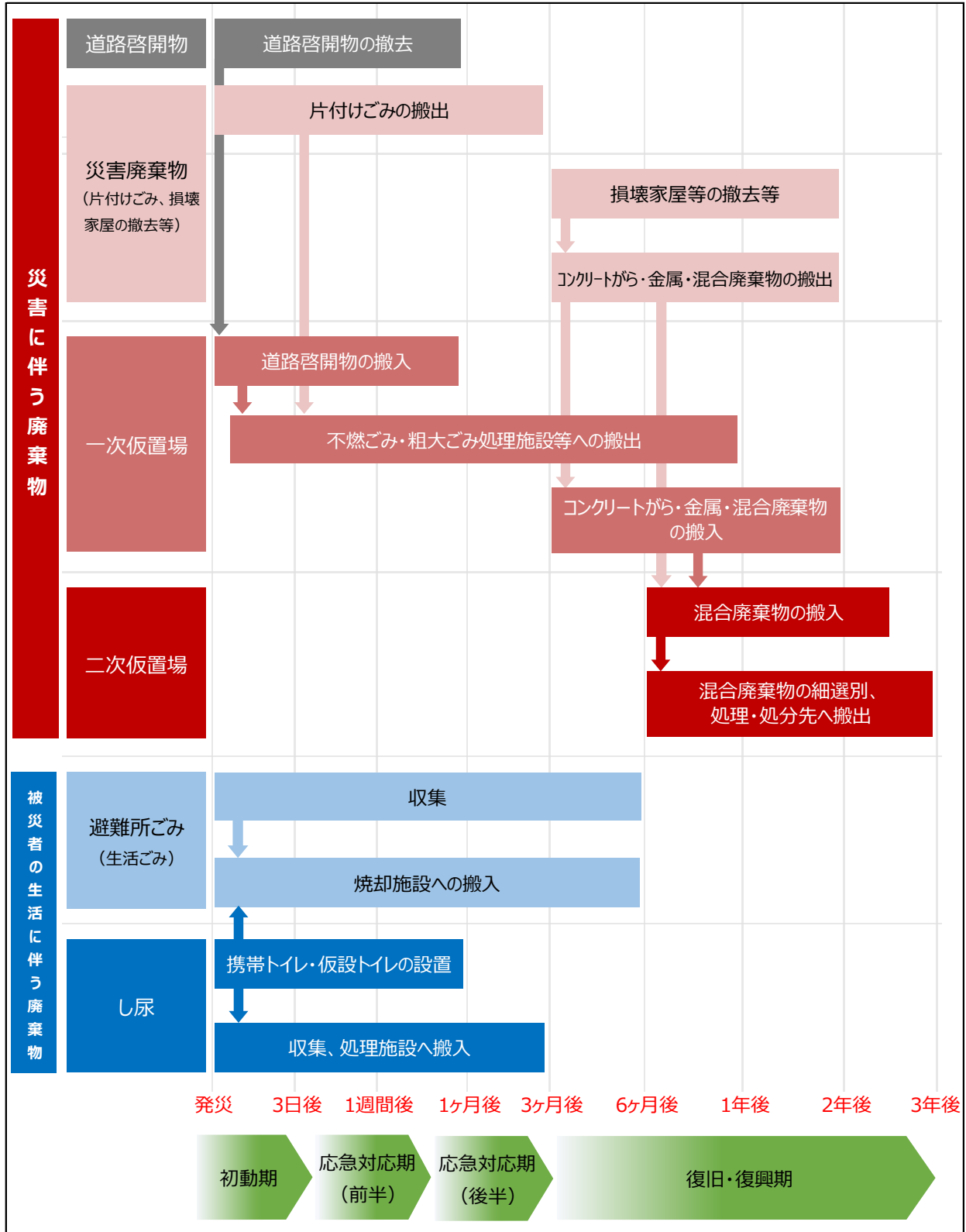
仮設トイレ等からの汲み取りし尿 等

生活ごみ、避難所ごみ

家庭や避難所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 等

5. 災害廃棄物の処理工程・スケジュール

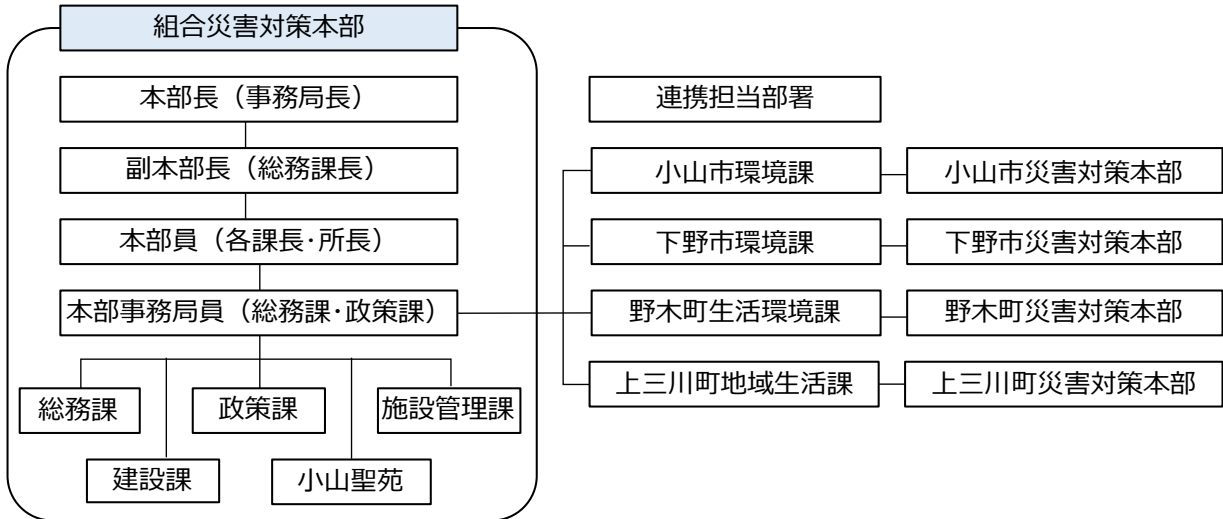
次のような処理スケジュールにより、災害廃棄物処理にかかる期間は、想定される最も甚大な被害が発生した場合でも、発災後3年以内を目標とする。



6. 組織体制、協力支援体制

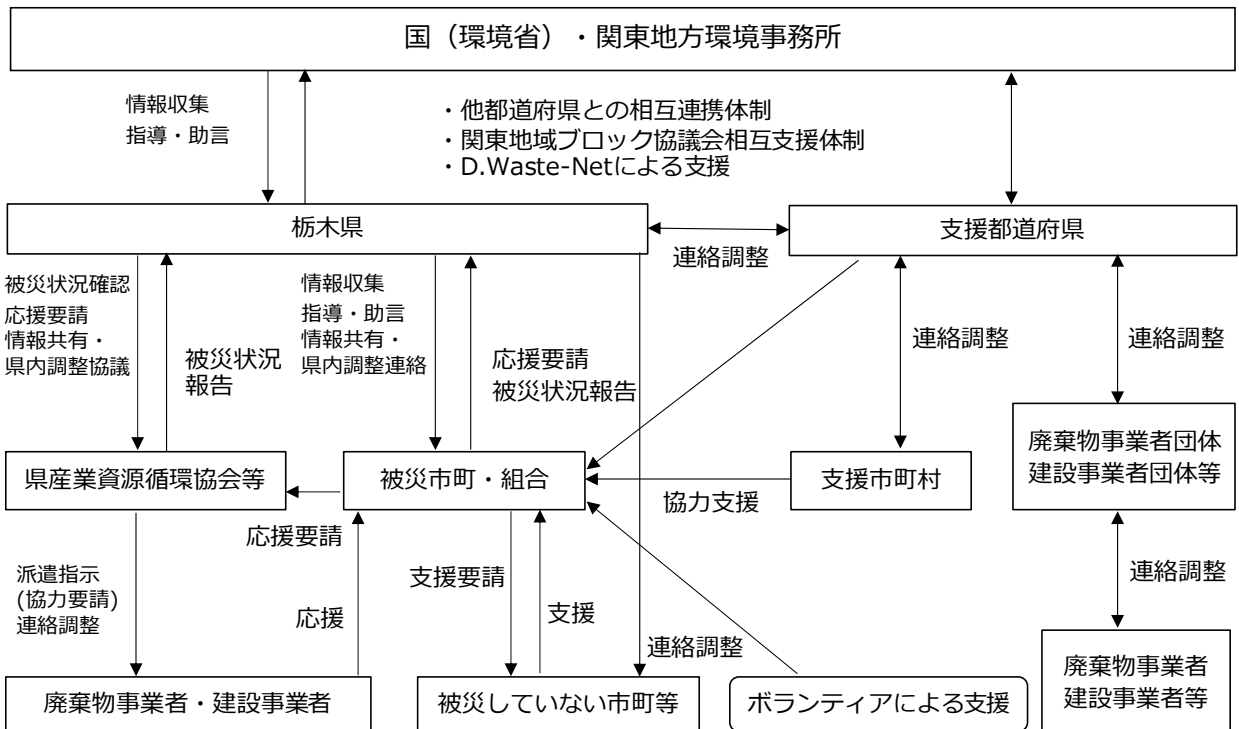
【組織体制】

組合は管内において災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害対策本部を設置し、構成市町の担当部署と連携し、災害廃棄物の処理対策を行う。災害対策本部は組合施設の被害状況により、組合管理棟もしくは組合本部長が指定する場所に設置する。



【協力支援体制】

組合が処理しきれない災害廃棄物が発生した場合を想定し、適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、国や県及び県内外市町村や民間事業者団体等との相互応援による、広域的な処理体制を構築しておく。



7. 相互協力体制

災害廃棄物の円滑な処理を推進するため県内の市町、一部事務組合及び栃木県は相互応援協定を締結している。また、組合も個別に相互支援協定を締結している。

協定名称	締結者	締結年月日	内容
栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書	栃木県と県内市町・一部事務組合	H20.3.21	災害廃棄物等の処理に必要な資機材、人員の提供、災害廃棄物等の収集運搬、処分の実施、その他、災害廃棄物等の処理に必要な行為
災害時等における一般廃棄物処理に係る相互支援協定書	茨城県筑西広域市町村圏事務組合	H28.12.1	緊急時等の一般廃棄物処理が困難な場合、相互に一般廃棄物の焼却、破碎等を実施し処理するための相互支援
緊急時等廃棄物の処理における相互扶助に関する協定書	茨城県さしま環境管理事務組合	H24.6.20	
緊急時等廃棄物の処理における相互扶助に関する協定書	茨城県古河市	H24.3.30	

8. 災害廃棄物処理対応

被災状況を把握したうえで、災害の規模に応じた適切な災害廃棄物の処理を行う。

災害規模	災害廃棄物処理概要
小規模災害	災害廃棄物の主体は、片付けごみ（一部損壊した家屋の屋根、壁等の建築資材や枝木等を含む）を想定する。住民自らまたは構成市町が収集し組合の処理施設へ運搬して処理する。組合で処理が困難な災害廃棄物は、民間事業者処理を委託する。
中規模災害	災害廃棄物の主体は、片付けごみ、建物解体由来等のごみを想定する。一次仮置場で受け入れ、分別・保管した後、組合の処理施設へ運搬して処理する。必要に応じて協定締結自治体等の支援により処理を行う。
大規模災害	災害廃棄物の主体は、甚大な量の建物解体由来ごみ、土砂混じりがれき等を想定する。住民仮置場からの収集を含め一次仮置場で粗選別した後、二次仮置場で破碎選別等を行い、県・国への支援を要請し広域処理を検討する。

9. 仮置場の開設

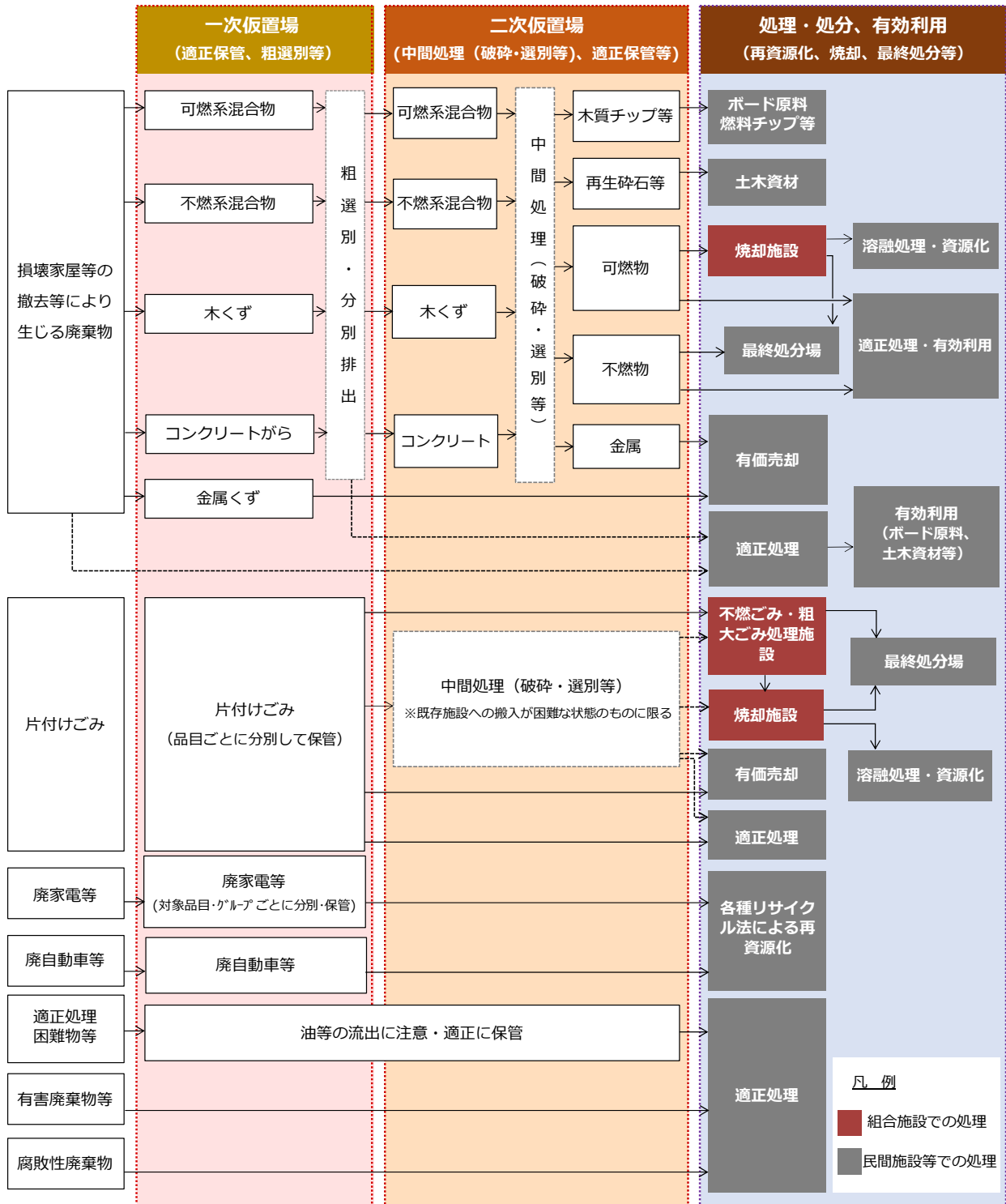
災害廃棄物を円滑に収集運搬、処理、処分、資源化するため被災状況を踏まえ住民仮置場、一次仮置場、二次仮置場を設置する。

呼称	住民仮置場	一次仮置場	二次仮置場
役割	住民の生活環境確保のため、被災家屋等から搬出した災害廃棄物を一時的に集積する場所	住民仮置場等から搬入された災害廃棄物を分別し、一定期間保管しておく場所	一次仮置場での分別が不十分な場合等に、一時的な保管・中間処理（破碎・選別・焼却）を行う場所
管理・設置	住民、自治会、コミュニティ等	構成市町	組合 ※組合単独での設置が困難な場合、複数県内外の市町村が設置する

項目	組合所有二次仮置場候補地の概要	
	二次仮置場候補地 1	二次仮置場候補地 2
地域名	小山聖苑西側駐車場	中央清掃センター敷地内西側
該当地番	小山市大字外城 722-2 他 26 筆	小山市大字塩沢 748-1 他 14 筆
面積	13,113 m ² (1.3 ha)	6,155 m ² (0.6 ha)

10. 災害廃棄物の処理

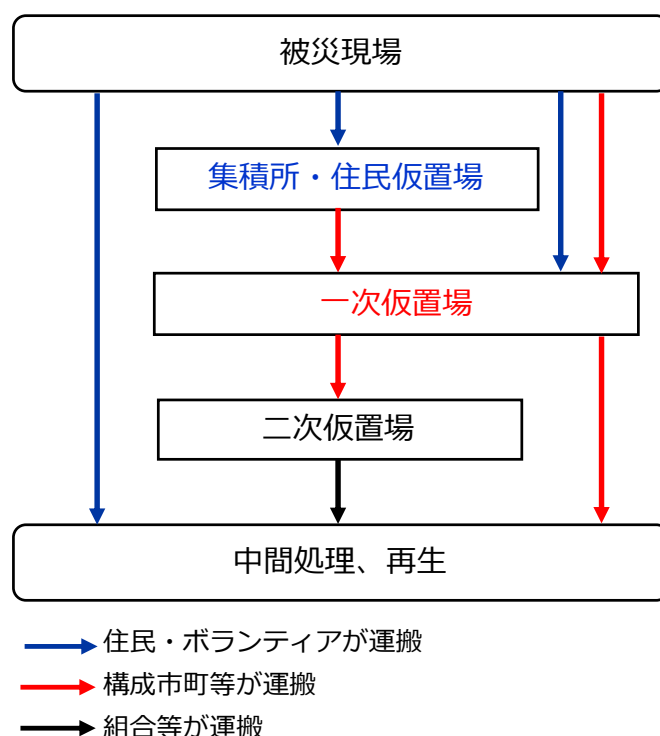
災害廃棄物は、住民仮置場に集積した後、一次仮置場に搬入し、分別保管・資源物の回収を徹底する。廃棄物の種類ごとに直接搬出または被害規模に応じて二次仮置場で破碎・選別・焼却処理し、受け入れ先へ搬出する。資源物は再生資材としての利用先の確保を図る。



1.1. 収集運搬体制

災害発生時における、生活ごみの排出方法及び収集方法は、平時と同様に行う。被災の状況により平時と同様の方法が困難な場合には、資源物等は一定期間家庭で保管し、生ごみ等を優先して収集するなど収集方法を一時的に変更して対応する。避難所ごみは、生活ごみの収集運搬と同様に実施する。

収集運搬体制は、構成市町が主体となり現行体制に基づいて行う。収集運搬が困難な場合、民間事業者や自治体、県、関係団体に協力を求め、業務が滞らないよう体制を構築する。



1.2. し尿処理計画

組合全体の避難所避難者は発災1日後をピークに約2.1万人、最大で約158kL/日のし尿が発生し、仮設トイレ数は949基が必要となるものと想定される。災害時のし尿処理は下水道処理施設とし尿処理施設を用いた処理を基本方針とする。

し尿処理施設での処理は、平時と同様に行うことを基本とする。し尿処理施設が被害を受けた場合を想定し、必要となる支援及び受入方法を検討しておく。なお、凝固剤で固めたし尿、使用済携帯トイレ等に関しては、焼却施設にて処理を行うものとする。